

年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者

基準日（平成27年1月1日）において本市に住民登録があり、かつ、平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（ただし次に該当する方は対象外となります）

▽市民税（均等割）が課税される方の扶養親族等となっている方
▽生活保護制度の被保護者

支給額：支給対象者1人につき3万円

申請先：基準日（平成27年1月1日）において住民登録がされている市区町村
申請書：年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象になると思われる方へ4月上旬に申請書を郵送します。

申請方法および申請期間（詳細が決まり次第お知らせします）

① 郵送による申請

4月中旬（予定）から7月29日（金）まで（当日消印有効）

② 窓口での申請

4月中旬（予定）から7月29日（金）まで

窓口受付時間は、9時から17時（土曜・日曜日・祝日を除く）

申請先窓口

▽市役所本庁3階年金生活者等支援臨時福祉給付金窓口

▽金木総合支所1階玄関ホール

▽市浦総合窓口1階小会議室

支給時期

4月下旬（予定）から順次開始する予定です。



高齢者向けの給付金（3万円）をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

家庭福祉課 内線2431

新庁舎等建設に関するお知らせ

説明会を開催します

市では、平成28年度・平成29年度の2カ年で新庁舎や公用車車庫等を建設します。

この度、工事を開始するにあたり、設計主旨やコンセプトをはじめとした庁舎等の配置・動線計画および工事内容や完成までの工程などを市民の皆さんにお知らせする説明会を開催します。

申込不要ですので、お気軽にご参加ください。

日時：4月17日（日） 14時

場所：市民学習情報センター1階大教室

工事のお知らせ

工事箇所周辺にお住まいの方をはじめ通行等される皆さんには、工事中、車輛の出入りや騒音等でご迷惑をおかけすることとなりますが、安全を第一に心掛け工事を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

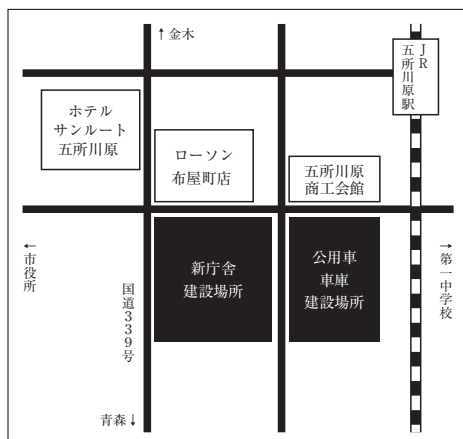
工期期限

平成30年3月20日まで

工事場所

五所川原市字布屋町・弥生町地内

工事箇所位置図



管財課新庁舎建設準備室 内線2266